

匝瑳市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の有効活用を通して、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が匝瑳市の区域内に所有し、かつ、現に居住していない又は近く居住しなくなる建物及びその敷地をいう。ただし、分譲住宅、賃貸住宅その他のこの告示以外による売却又は賃貸を目的とした建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク この告示の定めるところにより、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより登録された空き家に関する情報を、利用希望者に対して市が提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに、空き家に関する情報を登録しようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家バンク物件登録申込書(第1号様式)に空き家バンク物件登録カード(第2号様式。以下「物件登録カード」という。)及び同意書(第3号様式)を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、速やかにその内容を確認し、適切であると認めるときは、空き家バンク物件登録台帳(第4号様式。以下「物件登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

4 市長は、第2項の規定による登録を完了したときは、空き家バンク物件登録完了通知書(第5号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(空き家に関する登録事項の変更)

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録事項変更届(第6号様式)に登録事項の変更内容を記載した物件登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家に関する異動の届出)

第6条 物件登録者は、空き家に係る所有権の異動その他の理由により空き家の登録を取り消すときは、空き家バンク物件登録取消届出書(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(空き家に関する登録の取消し)

第7条 市長は、物件登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 空き家バンク物件登録取消届出書(第7号様式)の提出があったとき。
- (2) 登録後、再登録を行わず、2年が経過したとき。
- (3) 登録に関して不正や偽り等が判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が物件登録台帳に登録されていることが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項第2号に該当したことにより登録の取消しをした場合を除くほか、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家バンク物件登録取消決定通知書(第8号様式)により当該物件登録者に通知するものとする。

(空き家情報の公開)

第8条 市長は、登録された空き家情報を、所有者及び所在地等が特定されるものを除き、市のホームページ等で公開するものとする。

(利用の登録申込み等)

第9条 登録された空き家情報を利用しようとする者は、空き家バンク利用登録申込書(第9号様式)に誓約書(第10号様式)を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合は、速やかにその内容を

確認し、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク利用登録台帳(第 11 号様式。以下「利用登録台帳」という。)に登録するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、匝瑳市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 前号に掲げるもののほか市長が適当と認めた者

3 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から 2 年間とする。

4 市長は、第 2 項の規定による登録を完了したときは、空き家バンク利用登録完了通知書(第 12 号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(利用に関する登録事項の変更)

第 10 条 前条第 4 項の規定による登録完了の通知を受けた申込者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録事項変更届(第 13 号様式)により市長に届け出なければならない。

(利用の辞退)

第 11 条 利用登録者は、空き家バンクの利用を辞退するときは、空き家バンク利用登録取消届出書(第 14 号様式)により市長に届け出なければならない。

(利用に関する登録の取消し)

第 12 条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る登録を取り消すものとする。

(1) 空き家バンク利用登録取消届出書(第 14 号様式)の提出があったとき。

(2) 登録後、再登録を行わず、2 年が経過したとき。

(3) 登録に関して不正や偽り等が判明したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が利用登録台帳に登録されていることが不適当と認めたとき。

2 市長は、前項第 2 号に該当したことにより登録の取消しをした場合を除くほか、前項の規定により登録の取消しをしたときは、空き家バンク利用登録取消決定通知書(第 15 号様式)により当該利用登録者に通知するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第 13 条 物件登録者及び利用登録者は、匝瑳市の区域内に事務所を有する宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に定める

宅地建物取引業者で、市が仲介に関して協定を締結しているものをいう。以下「市内宅地建物取引業者」という。)に交渉等の仲介を依頼するものとする。

2 市長は、物件登録者及び利用登録者が行う交渉及び契約については、直接これに関与しない。

(登録物件成約助成金の交付)

第 14 条 市長は、前条の物件登録者と利用登録者の交渉の結果、空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借の契約が成立した場合において、当該物件登録者に対し、予算の範囲内において、空き家バンク登録物件成約助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとする。

2 助成金の額は、登録物件 1 件につき 1 回に限り、5 万円とする。

3 助成金の交付を受けることができる物件登録者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

(1) 利用登録者と空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借の契約を締結したこと。

(2) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

4 匝瑳市補助金等交付規則(平成 18 年匝瑳市規則第 66 号。以下「規則」という。)

第 3 条の規定により、助成金の交付を受けようとする物件登録者は、空き家バンク登録物件成約助成金交付申請書(第 16 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 売買又は賃貸借の契約書の写し

(2) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類又は匝瑳市の市税及び国民健康保険税の納付状況確認同意書(第 17 号様式)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 規則第 4 条の規定により、市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

6 規則第 6 条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を空き家バンク登録物件成約助成金交付決定(却下)通知書(第 18 号様式)により申請者に通知するものとする。

7 前項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、規則第 15 条の規定によ

り、空き家バンク登録物件成約助成金交付請求書(第 19 号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 15 条 市長は、物件登録者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、空き家バンクの実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日告示第 20 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の匝瑳市空き家バンク実施要綱第 14 条及び第 15 条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に契約が締結される登録物件から適用し、施行日前に契約が締結された登録物件については、なお従前の例による。